

自分の未来を自分でつくる JASSOの奨学金、機関保証制度

～自分の意志で申し込みができる!!～



機関保証制度とは、保証機関の保証を受けて、奨学金が借りられる制度です。

- 一定の保証料を保証機関に支払う必要があります。
- 連帯保証人および保証人は不要です。
- ✓ ● 奨学金の返還義務があることに変わりはありません。
- 所得連動返還方式のご利用には、機関保証制度への加入が必要です。

保証料の目安 (平成29年度採用者の場合)

第一種奨学金

区 分		貸与月額(円)	貸与月数	保証料月額(円)
大 学	国・公立	51,000	48	1,821
	私 立			
短 大 専修(専門)	国・公立	51,000	24	1,547
	私 立			
大 学 院	修士・博士前期課程	88,000	24	3,054
	博士・博士後期課程	122,000	36	5,629

第二種奨学金

区 分		貸与月額(円)	貸与月数	保証料月額(円)
大 学		50,000	48	2,117
		100,000	48	5,400
短 大 専修(専門)		50,000	24	1,796
		100,000	24	4,366
大 学 院	修士・博士前期課程	80,000	24	3,084
		130,000	24	6,628
	博士・博士後期課程	80,000	36	3,636
		130,000	36	7,127

- この保証料は、平成29年度採用者の保証料月額であり目安です。
- 平成30年度より、貸与月額の選択肢が拡充されます。最新の情報は、日本学生支援機構のホームページをご確認ください。
- 保証料は、日本学生支援機構が原則として毎月の奨学金貸与額から差し引いて徴収し、保証機関である日本国際教育支援協会に支払います。

JASSO機関保証講座

申し込み時に

しっかりチェックして、自分で署名捺印！
連帯保証人も保証人も必要ないよ！



確認書の提出

奨学生採用時に

返還誓約書を提出するよ！



返還誓約書
保証依頼書
住民票 } の提出

貸与終了前に

振替用口座(リレー口座)の準備をするよ！



「口座振替(リレー口座)加入申込書」の
「預・貯金者控」のコピーの提出

Q&A

Q. 両親がいても、機関保証制度を利用することはできる？

A. はい。
自分の意志と責任で奨学金を
申し込むことができます。



Q. 保証料はどのように支払えばいいの？

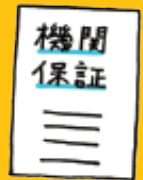
A. 貸与期間中、貸与額から
保証料を差し引く方法で支払います。
保証料を振り込む必要はありません。



Q. 保証機関に断られることはあるの？

A. いいえ。
奨学金の申し込み時に機関保証を
希望する人を断ることはありません。

OK!



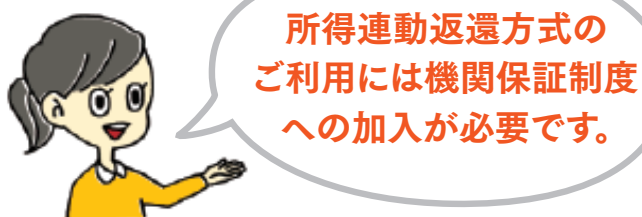
Q. 保証料は奨学金貸与中だけでなく
返還期間中も支払うの？

A. いいえ。
保証料を支払うのは貸与期間中だけです。
返還期間中に支払う必要はありません。
なお、保証される期間は貸与中から
返還が完了するまでです。



※奨学金申し込み時・奨学生採用時に本人が未成年の場合は親権者の自署・押印が必要です。

※奨学金申し込み時・奨学生採用時に「本人以外の連絡先」(連絡が取れない場合に本人の住所・電話番号を照会できる人)が必要です。



もうひとつの保証制度

「人的保証制度」

連帯保証人と保証人を選任し、奨学金を借りられる制度です。

- 連帯保証人・・・父母。父母がない場合はそれに代わる人。
- 保証人・・・原則として4親等以内の親族で、連帯保証人と別生計の人。

詳しい内容は「貸与奨学金案内」や「日本学生支援機構のホームページ」をご覧ください

<http://www.jasso.go.jp/>

